

# 総会・理事会運営規則

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規則は、ワールドフレンズ天草(以下「この団体」という。)の会則第 2 条に基づき、この団体の総会・理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

### (理事会の種類)

第 2 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に 5 月、9 月、1 月の年 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (理事会の構成)

第 3 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。但し、各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならず、また、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならないものとする。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除いて、理事会に出席しなければならない。

## 第 2 章 総 会

### (構成)

第 4 条 総会は、全ての会員をもって構成する

### (権限)

第 5 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 会則の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は会則で定められた事項

(開催)

第 6 条 通常総会は、毎年 6 月に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集権者)

第 7 条 総会は、会長が招集する。

(特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

第 8 条 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(招集理由・目的)

第 9 条 会長は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会を招集するものとする。

(招集手続)

第 10 条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、その事項

2 総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに会員に対して発する。

3 前項の規定にかかわらず、総会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 11 条 総会の決議は、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 12 条 会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 13 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故がある時は、出席した会員の中

から議長を選出する。

(議事録)

第 14 条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### 第 3 章 理事会の招集

(招集者)

第 15 条 理事会は会長が招集する。ただし、第 2 条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 第 2 条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、同条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が招集する。

3 会長は、第 2 条第 3 項第 2 号又は同条第 3 項第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第 16 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前 2 項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

### 第 4 章 理事会の議事

(理事会の議長)

第 17 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第 18 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第 19 条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

#### (決議の省略)

第 20 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (報告の省略)

第 21 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 20 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

#### (監事の出席)

第 22 条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

#### (関係者の出席)

第 23 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

#### (議事録)

第 24 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成しなければならない。

#### (議事録の配布)

第 25 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

## 第 5 章 理事会の権限

#### (権限)

第 26 条 理事会は、この団体の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長並びに副会長の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第 27 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この団体の業務執行の決定
- ロ 会長並びに副会長の選任・解任
- ハ 重要な財産の処分及び譲受
- ニ 多額の借入
- ホ 重要な使用人の選任・解任
- ヘ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ト 内部管理体制の整備
- チ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- リ 事業報告及び計算書類等の承認
- ヌ その他法令に定める事項

(2) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第 28 条 会長並びに副会長は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは規約に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

## 第 6 章 雑 則

(改 廃)

第 29 条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 6 月 24 日から施行する。

以上